彩の国
埼玉県

●第６８号●　２０２１．１２発行

埼玉県総合リハビリテーションセンターだより

発行：埼玉県総合リハビリテーションセンター
〒362－8567 埼玉県上尾市西貝塚 148-1
TEL ０４８－７８１－２２２２

＜今号の内容＞

東京パラリンピック メダリストがセンターへ …1
菅野選手が車いすテニスに出会った場所 ……2
相談部のご紹介……3
歯科診療部　活動報告……4

東京パラリンピック メダリストがセンターへ

令和3年10月25日に、東京2020パラリンピック競技大会（以下、東京パラ）車いすテニスのクァードダブルス（※）で、銅メダルを獲得された、菅野浩二（すげのこうじ）選手が、当センターに表敬訪問されました。菅野選手は、当センターの元利用者です。約20年前に初めて車いすテニスを体験した場所、青春時代を過ごした場所に、久しぶりに帰ってきました。東京パラの様子や、競技生活など、お話を伺いました。

◆東京パラはどんな大会でしたか？

僕自身は、初めてのパラリンピックでした。日本の代表として日の丸を背負っている感覚は、とても緊張感がありました。テニスって、普段参加する国際大会は、基本的に個人名で戦います。なので、無観客ではありましたが、開催国の代表として注目される感覚は初めての経験でした。

◆メダルをかけた３位決定戦は、歴史的死闘とも言われていましたね？

途中から雨が降ってきて中断して、屋根のあるコートに移動となりました。リードしている状態での再開でしたが、やはり感覚が違って、危ないスタートでした。中断も入れると５時間越えの長丁場で、正直疲れました。メダルがとれて本当に良かったです。

※クァードは、上肢にも障害のある選手のクラスで、男女混合で試合が行われる。

菅野選手が車いすテニスに出会った場所

◆いつ頃から車いすテニスを始めたのですか？

約２０年前に、車いす生活になり、こちらの県リハにお世話になりました。青春時代を過ごした思い出の場所です。体育訓練では、いろいろなことをやらせてもらいました。車いすの基本的な操作から、陸上競技、バドミントンやバスケ、その中の一つにテニスがありました。競技用の車いすは、高価で簡単に購入することはできません。タイミングよく、リハビリセンターの先輩からおさがりをもらえたことで、本格的に始めることができました。

◆その後約２０年、競技を続けてこられた秘訣などはありますか？

本格的にテニスを始めてからは、友達がどんどん増えていきました。テニスの情報だけでなく、同じように車椅子生活をしている仲間との情報交換はありがたくて、仲間の存在はとても大きかったです。テニスをきっかけに奥さんと出会い、結婚することもできました。また、大会に参加するための遠征費を稼ぐためにも、仕事をがんばろうと思うことができます。テニスが生活に張り合いをもたせてくれています。

◆最後に、この記事を読んでいる皆様へ一言お願いします。

練習の様子
写真提供：本間正広氏

東京パラでは、シングルス４位、ダブルス３位という結果に終わり、ダブルスでは、諸石選手と銅メダルを獲得することができました。目標のシングルス金メダルには届きませんでしたが、今自分の出せる最高のパフォーマンスは出せたと思います。僕は県リハで同じような障害を持った人たちと出会い、仲間もたくさんでき、車いすテニスに出会い、競技を始めました。リハビリ生活は辛く大変なことだと思っていましたが、車いすでも、仲間とスポーツが楽しめることを、県リハではたくさん教えていただきました。退所して20年経ちますが、これからも県リハが、そんな場所であり続けてほしいです。応援ありがとうございました。そして、これからもよろしくお願いいたします。

◆菅野選手、ありがとうございました。2024 年のパリ大会に向けてすでに始動されているようです。これからのご活躍も期待しています！

（健康増進担当／職員・企画担当）

相談部のご紹介

相談部では、知的障害者更生相談所・身体障害者更生相談所の運営、療育手帳・身体障害者手帳の交付を行っています。それぞれの業務について紹介します。

・知的障害者更生相談所について

知的障害とは厚生労働省の調査によって「知的機能の障害が発達期（おおむね１８歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態」と説明されています。知的障害者更生相談所は、市町村からの依頼を受けて１８歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うとともに、必要な助言、援助を行っています。

・身体障害者更生相談所について

市町村からの依頼により、身体障害者の補装具の相談・処方・判定、自立支援医療（更生医療）の判定を行っています。補装具は、難病患者等も対象となる場合があります。対象となる難病は定められており、疾病による障害状況が身体障害者手帳に該当する程度であることが要件となります。

補装具の種類によって更生相談所の判定が必要なもの、市町村判断で支給できるものがあります。

（身体障害者、難病患者等共通）判定が必要な補装具であっても、来所での相談が必要なもの、書類での判定が可能なものがあります。

補装具、自立支援医療（更生医療）の申請は市町村で受け付けています。詳しくは市町村の窓口にご相談ください。

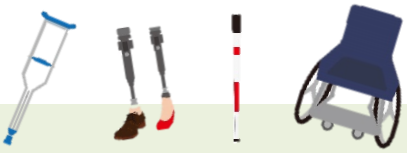

・療育手帳・身体障害者手帳の交付

身体障害者手帳とは、障害の程度によって１級から６級までに区分され、知事（さいたま市、川越市、越谷市及び川口市在住の方には各市長）が交付します。様々な福祉制度等を利用するために必要な手帳です。

県内では、令和２年度末時点で２０５，０２３人の方に交付しています。

療育手帳とは、知的障害と認定された方に知事（さいたま市在住の方にはさいたま市長）が交付します。様々な福祉制度等を利用する際に窓口等に持参すると便利です。

県内では、令和２年度末時点で５２，７２８人の方に交付しています。

歯科診療部　活動報告

歯科診療部の特色

歯科診療部では、障害や疾患のある方々に、安心かつ満足して頂ける診療を行うため、患者さんやご家族のかたと相談した上で、個人に適した治療内容と対応法を選択します。場合によっては、患者さんの障害に応じて身体抑制、薬剤を使用しての静脈内鎮静法、全身麻酔下での歯科治療なども実施しています。また、歯科治療による全身状態への影響を防ぐために、必要時にはモニター管理や事前の薬剤投与を行い、安全に配慮して診療を行っています。

治療内容は一般歯科治療が中心ですが、虫歯の予防措置や定期的な歯科検診、口腔保健指導、摂食嚥下指導も行っています。

診療内容

地域の一般歯科診療所で対応が困難な心身に障害のある方々や有病高齢者、当センターの入院・入所者の歯科治療や口腔衛生指導を行っています。

主に次のような方々を対象にしています。

（1）脳卒中（脳梗塞、脳出血など）後の後遺症のある方
（2）脊髄障害
（3）全身疾患を有する方、有病高齢者
（4）知的能力障害
（5）自閉スペクトラム症
（6）脳性麻痺
（7）ダウン症
（8）慢性関節リウマチ
（9）統合失調症、認知症
（10）歯科治療恐怖症
（11）当センター入院・入所者

学会認定

学会名	資格：スタッフ名
日本障害者歯科学会	・専門医指導医：三浦　・認定医：永尾、久保 ・指導歯科衛生士：山地、水田　・認定歯科衛生士：石塚
日本歯科薬物療法学会	・専門医：久保
日本摂食嚥下リハビリテーション学会	・認定士：久保
ICD 制度協議会	・ICD：久保

＊当センターは、日本障害者歯科学会専門医研修施設に認定されています。

新型コロナ感染症対策

歯科診療は外科処置が主であり以前から感染症対策を常に実施していましたが、新型コロナ感染症拡大を予防するために、上記の写真のように感染対策を強化しました。診療室は常に換気を行い、歯科診療を行う診察台は患者様ごとにアルコールで清拭を行っています。また診療に携わるスタッフはガウン着用、マスク、フェイスシールド等を装着し、感染の媒介および拡大の防止に努めております。

患者様に安全で安心な医療を提供するために、スタッフ一同感染対策を徹底しておりますので今までと変わらずに受診をして頂ければ幸いです。